

# 2026年度 事業計画書

一般財団法人日本産業協会

## I 消費生活アドバイザー資格制度

### 1. 2026年度消費生活アドバイザー資格試験の概要

当協会は2016年度から消費生活相談資格試験の登録試験機関に指定されており、消費生活アドバイザー資格試験は、消費生活相談員資格試験を兼ねて実施している。

2026年度の第1次試験は、以下のとおり実施する。

#### (1) 試験日程および試験地

##### ①第1次試験 CBT 方式による「択一および〇×式試験」

日 程:2026年10月3日(土)、10月4日(日)、10月10日(土)、10月11日(日)

試験地:全国の CBT 試験専用会場(予約可能な会場から選択)

合格発表:2026年10月下旬予定

##### ②第2次試験 「論文および面接試験」

第1次試験の合格者に対して実施。

日 程:2026年11月29日(日)

試験地:札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の5会場

合格発表:2027年2月1日(月)予定

#### (2) 受験申請

WEB上の受験申請システムから、第1次試験の受験日、受験会場を受験申請者が選択のうえ申し込む。

受験申請の受付期間:2026年7月1日(木)から8月31日(火)予定

#### (3) 受験手数料

##### ①通常受験者(第1次試験からの受験者)

通常受験手数料:16,500円(税込)

##### ②第1次試験免除者(第2次試験からの受験者)

第1次試験免除者受験手数料:13,200円(税込)

#### (4) 合格証の交付

消費生活アドバイザー資格試験合格者に、消費生活相談員資格試験の合格証を交付する。

#### (5) 消費生活アドバイザー資格の付与

消費生活アドバイザー資格試験合格者の申請に基づき、消費生活アドバイザー資格を付与するとともに資格証を交付する。資格の有効期限は5年間とする。

資格付与手数料:11,000円(税込)

#### (6) 広報

2026年度試験案内リーフレットを速やかに作成し、ホームページ掲載とともに賛助会員をはじめとする企業、関係団体、各地の消費生活センター、大学などに配布する。また、消費者庁と連携し、地方消費者行政機関に向けても本資格試験の受験勧奨を図る。

### 2. 消費生活アドバイザー資格更新研修の概要

資格更新に必要な4単位(講座)以上を履修するための更新研修の魅力向上を図る。研修内容に消費者教育の実践に係るテーマを取り入れるほか、ワークショップ形式の講座を用意する。

#### (1) eラーニング講座

##### ① 講座数

集合講座をeラーニングコンテンツ化した21講座を用意する。

##### ② 実施期間

通年の視聴を可能とする。

##### ③ 「受講し放題プラン」の導入により、最長5年間分の講座を自由に視聴可能とする。

##### ④ 受講手数料

単講座受講料 : 2,750円(税込)

受講し放題受講料:16,500円(税込)

#### (2) 集合講座

##### ① 実施講座数

2026年5月から10月にかけて、6都市で36講座を実施する。

##### ② 受講手数料

3,850円(税込) / 1講座

#### (3) 受講申込方法

eラーニング、集合講座ともに有資格者サイトにて申込み可能である。なお、eラーニング講座は随時申込ができる。

### 3. 消費生活アドバイザー資格試験公式テキストの作成及び販売

当協会が毎年発行している公式テキスト(4冊セット)は、協会のECサイトにて販売する。

4冊セット販売価格:9,900円(税込)

#### 4. 消費生活アドバイザー有資格者向け施策

有資格者が資格を保有・継続するメリットを訴求するため、以下の施策を実施する。

##### (1)メルマガによる情報提供

有資格者サイト利用者に向けて、メルマガ配信による情報提供を充実させる。配信内容は、有資格者向け手続等のお知らせ、最新の法改正および行政施策、消費生活に係る講座情報などを提供する。

##### (2)ホームページを活用した情報発信

- ①資格制度の説明、試験案内、有資格者の活動や企業の取組みなどの紹介を通じ、資格の認知度向上および有資格者への情報提供を図る。
- ②有資格者に広く活躍する場の情報を提供するため、企業や地方自治体、事業者団体などに対して求人情報ページへの掲載(無料)を周知する。

##### (3)有資格者交流会の実施

(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の協力を得て、一部の集合講座実施会場において有資格者交流会を実施する。

##### (4)マスター消費生活アドバイザーの広報

2019年度に創設した「マスター消費生活アドバイザー」の資格申請方法、「マスター消費生活アドバイザー」の声をホームページに掲載する。また、本制度の指定大学院と連携することにより、有資格者向けに本制度を幅広く広報する。

指定大学院:お茶の水女子大学、昭和女子大学、同志社大学、明治大学、明治学院大学

## II CAP(消費者志向エキスパート)資格制度

### 1. 2026年度資格試験の概要

#### (1)資格の狙い

- 企業のお客様相談部門、営業部門およびコンプライアンス部門等に従事する者にとっての必要最低限の消費者志向に関わる知識を身に付けられる。
- 消費生活アドバイザー資格の入門資格と位置付けることで、消費生活アドバイザー受験者の裾野拡大につなげる。

#### (2)消費者庁への後援申請

消費者庁より2025年度の本資格試験に対する後援名義使用の承認を得た。2026年度も引き続き承認を得るため、後援申請を行う。

### (3) 公式テキストの販売

2026年度より内容を追加変更した改訂5版を協会のECサイトにて販売する。

・独占禁止法、取適法、人権関連の法律(ハラスメント・LGBT・障害者・外国人等)の内容を追加する。

### (4) 試験実施方法

① CBT方式により、全都道府県で毎日試験を実施する。

② 2026年度消費生活アドバイザー資格試験における「消費者問題分野」の合格水準を満たせば、消費生活アドバイザー資格試験の合否にかかわらず、合格とする。

### (5) CAP資格の付与

CAP試験合格者の申請に基づき、CAP資格を付与し、登録証を交付する。資格の有効期限は合格日の年度を含む3年度末までとする。以降は更新手続きにより、資格の継続を可能とする。

### (6) 消費生活アドバイザーへの単位付与

消費生活アドバイザー有資格者がCAP試験に合格した場合、資格更新単位として2単位を付与する。

## 2. CAP格制度普及のための活動

2026年度も引き続き資格の認知を高めるための活動を実施する。制度の普及先としては、BtoCの企業および業界団体をターゲットとするほか、消費生活アドバイザー在籍企業等にも普及を図る。

広報活動としては、以下を実施する。

○ 本制度の案内リーフレットを作成し、BtoCの企業に幅広く配布を行う。また、消費者庁をはじめとする官庁、自治体、賛助会員企業、大学等へも周知を図る。

○ 業界団体の広報誌等への掲載を依頼する。

○ (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の後援を得て、制度周知について連携して実施する。

○ 資格取得に取り組んでいる企業事例をホームページにて紹介する。

○ 消費者庁へは「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」との関わりについて周知を依頼する。

## 3. CAP有資格者向け施策

試験合格者が資格登録をするメリットの訴求として、以下の施策を実施する。

(1)メルマガによる情報提供

有資格者向けメルマガ配信による情報提供を充実させる。

(2)有資格者向けフォローアップセミナーの実施

お客様対応に係る分野で関心の高いテーマを選定し、有資格者向けオンライン講座及び事例紹介等を実施する。

(3)eラーニング講座の提供

資格更新者に対しては、消費生活アドバイザー向けeラーニング講座(1講座)の無料視聴の機会を提供する。

### Ⅲ 申出制度に係る相談業務

特定商取引に関する法律に基づく指定法人としての責務を果たすため、同法に定める申出制度に関する相談業務を実施する。

### Ⅳ 会 議

業務の円滑な運営を図るため、次の会議を設置・開催する。

- 理事会
- 評議員会
- 技能審査委員会